

平成 22 年 5 月 28 日
金融庁

「資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布について

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 58 号）の施行に伴い、資金移動業においても金融 ADR 制度が導入されることから、「資金移動業者に関する内閣府令」について改正を行いました。

具体的な改正の内容については[こちら](#)をご覧ください。

資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令は本日付で公布されました。改正府令の施行日は金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 58 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定（資金移動業者による指定紛争解決機関との契約締結義務等に関する規定）の施行日である平成 22 年 9 月 30 日です。

本改正は、「資金決済に関する法律の施行等に伴う政令案・内閣府令案等の公表について」として平成 21 年 12 月 7 日（月）から平成 22 年 1 月 8 日（金）にかけて公表し、広く意見の募集（別紙 8-2）を行いました。特段の意見はございませんでした。本件についてご検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございます。

なお、本件の内閣府令のうち、別紙様式に関する改正については行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するものとして、意見公募手続（パブリックコメント）を実施していません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室（内線 3537、3544）